

緊急時・災害時における臨時休園・お迎え依頼について

1. 臨時休園の判断時刻

「2 臨時休園・お迎え依頼をする事象」に挙げた事態が、午前6時までに発生し、午前6時においても継続している場合、園児及び職員の安全を確保するため、臨時休園します。

午前6時前に警報等が解除され「2 臨時休園・お迎え依頼をする事象」に当たらなくなった場合は開園します。ただし、被災状況によって臨時休園となる場合もあります。

登園後、保育中に警報等が発令され「2 臨時休園・お迎え依頼をする事象」が発生した場合は、安全を確保しつつ、できるだけ早く、お迎えをお願いします。

また、震度5以上の地震が発生し被害が甚大な場合は、臨時休園します。この場合、園からのお知らせが出来ない場合があります。

台風の進路等により暴風警報発表が予想される場合にも、臨時休園する場合があります。この場合、あらかじめ園からお知らせします。

2. 臨時休園・お迎え依頼をする事象

(ア) 警報の発令

- ① 特別警報
- ② 暴風警報
- ③ 暴風雨警報
- ④ 暴風雪警報
- ⑤ 大雪警報
- ⑥ 噴火警報

高波浸水予想地域および津波避難目標ラインより海側地域においては、以下の警報発令も含む

- ⑦ 大津波警報
- ⑧ 津波警報

(イ) 避難情報の発令

- ① 高齢者等避難発令
- ② 避難指示発令
- ③ 緊急安全確保発令
- ④ Jアラート発令

(ウ) 地震臨時情報の発令

- ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)